

「東アジア文化都市北九州2020」 ▼21交流式典」の観覧者を募集

新作日本舞踊の上演や中国・韓国の芸能団による公演など。6月6日(日)14時開演、北九州芸術劇場大ホール(リバーウォーク北九州6階)で。定員1000人(応募多数の場合は抽選)。**手**あり。託児(無料)は**問**を。申込書は各区役所・出張所などで配布中。**申**4月20日までにインターネット、郵送、ファクスで東アジア文化都市北九州2020▼21交流式典受付係(〒802-0001小

倉北区浅野二丁目9-8小倉興産KMMビル南館、**TEL**482-2140(受付時間10~17時)、**FAX**482-2178へ。インターネットでの申し込みは特設ホームページ(左記を読み取り)をご確認ください。



▲特設ホームページ

担市民文化スポーツ局東アジア文化都市推進室 ☎582-2390

「きたきゆう子育て応援アプリ」で 妊娠・出産・育児をしっかりとサポート

本市では、ICT(情報通信技術)を活用した子育て支援策として、母子手帳アプリ「きたきゆう子育て応援アプリ」の提供を開始しました。

母子健康手帳を補助し、妊娠週数や子どもの月齢等に合わせた地域子育て情報が届きます。



▲アプリ内の画面

アプリの主な内容

●母親の健康記録・子どもの成長記録

お母さんや子どもの健診データを記録することで、体重などをグラフで確認できます。また、状態に応じた医師監修のアドバイスも表示されます。

●予防接種管理

予防接種の事前のお知らせ、スケジュール管理などの機能で面倒な予防接種の調整を支援してくれます。

●子育てに関する知識

妊娠週数に合わせたおススメレシピなど出産・育児に関するお役立ち情報が配信されます。

●子育て情報

市の取り組みをもっと便利に活用してもらうため、出産から子育てまで必要な情報を簡単に検索できます。また、市からの子育てに関するお知らせをタイムリーに受け取ることが出来ます。



子ども家庭局子育て支援課 ☎582-2410

令和3年度 固定資産課税台帳の閲覧、 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧など

閲覧・縦覧の申請には、本人確認のためマイナンバーカードや自動車運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、閲覧についてはなるべく郵送による請求をご利用ください。

固定資産課税台帳の閲覧

各市税事務所固定資産課税各区分所(小倉北・八幡西は除く)内務課課 4月1日からの毎週月曜(祝・休日、12月29日~1月3日は除く)8時30分~17時。

出張所 ▼曾根・折尾出張所 4月14日(水)・15日(木)の8時30分~17時 ▼松ヶ江・大里・島郷・八幡南出張所 4月16日(金)の8時30分~17時。*両谷・東谷・上津役出張所では閲覧できません。
財政局固定資産課 閲覧は償却資産だけ。4月1日からの毎週月曜(祝・休日、12月29日~1月3日は除く)8時30分~17時。

共通 対納税義務者などか代理人(委任状が必要)。借地・借家人なども出張所以外で閲覧できます(借地・借家人であることが確認できる書類などの提示が必要)。料1件300円(納税義務者などと代理人は、4月30日(金)まで令和3年度分は無料(戸籍の写しなど))

固定資産課税台帳の 郵送での請求方法

●請求に必要なもの

- ①「固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請書」(市のホームページ(アドレスは表紙参照) ↓「くらしの情報」 ↓「税・保険・年金」 ↓「税」 ↓「市税の証明」閲覧について) ↓「固定資産税の縦覧・閲覧など」のページ中「固定資産税の閲覧制度」よりダウンロード可能)。
- ② 4月1日から、申請書と委任状の様式を変更します。現在ホームページに掲載している様式は当面の間使用できません。

※この申請書を利用しない場合 任意の用紙に「固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請」と記入の上、納税義務者本人の①住所、②氏名(自署か記名・押印)、③生年月日、④物件の所在する区、⑤電話番号、⑥必要な年度を記載したもの。

- ② 納税義務者本人の確認書類 (マイナンバーカード、自動車運転免許証など身分証明)の写し
- ③ 申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼り付け)
- ④ 手数料分の定額小為替
- ⑤ 委任を受けている場合は委任状の原本(委任者の自署か記名・押印)
- ⑥ 相続が必要な場合は相続人と被相続人の関係がわかるもの(戸籍の写しなど)

●請求先
資産(土地・家屋)が所在する区を担当する市税事務所の固定資産課税に請求してください。ただし、東西の市税事務所が担当する物件については同時に請求する場合は、いずれかの市税

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1~30日の毎週月曜(祝日は除く)8時30分~17時、対象資産を所管する市税事務所固定資産課で。対納税者か代理人(委任状が必要)。

土地・家屋の評価替え

土地・家屋の価格は3年ごと

事務所の固定資産課に合せて請求することができます。閲覧する資産が償却資産だけの場合は、財政局固定資産課に請求してください。

審査の申し出

固定資産の価格に不服があれば、納税通知書受領後3カ月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。納税通知書は4月中旬に送付予定です。

資産の所在地		請求・問い合わせ先	
土地・家屋	門司区 小倉北区	☎582-3371	東部市税事務所固定資産課 〒803-8510小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)
	小倉南区	☎582-3372	
	若松区 八幡東区 戸畑区	☎642-1459	西部市税事務所固定資産課 〒806-8510八幡西区黒崎三丁目15番3号 (黒崎駅西側、コムシティ4階)
	八幡西区	☎642-1464	
償却資産	全区	☎582-3210	財政局固定資産課 〒803-8501小倉北区内1番1号 (市役所6階)